

健診受診率UP!!

～ 特定健診受診率向上 優良地区表彰 ～

6月23日、特定健診受診率向上の優秀団体表彰が千寿苑で行われ、受診率を昨年度より19.8%上昇させた、白糸第一自治振興区が最優秀賞を受賞しました。

これは、昨年度、健康診断受診率の向上対策で他地区の模範となり、顕著な実績が認められる地区に対し、町が表彰するものです。

最優秀賞に輝いた白糸第一自治振興区（健康づくり推進員坂本憲義氏）は、推進員や地区の婦人会が、さまざまな集会のたびに、健診について、グラフなどを使った情報提供と広報活動を行いました。「健康で明るい地域づくり」をモットーとした地道な活動で、受診率を昨年度より大きく上昇させました。

優秀賞には、上昇率17.4%を記録した菅尾自治振興区が選ばれました。

敢闘賞には町内初の73.4%の高い受診率を達成した緑川木原谷自治振興区。

特別賞に、活発な推進活動により上昇率4位となった下名連石自治振興区、町内最大の対象者ながら受診率が10%上昇した浜町C自治振興会、蘇陽地区内最大の対象者ながら受診率が10%上昇した馬見原自治振興区がそれぞれ表彰されました。

6月30日から集団検診が始まっています。病気を未然に防ぐためにも毎年1回は検診を受診しましょう！



白糸第一自治振興区健康づくり推進員 坂本 憲義さん



保険料の軽減措置

4月1日時点の世帯の所得の状況に応じて、保険料の軽減措置が行われます。軽減の内容は次のとおりです。

○均等割額の軽減額

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額	世帯主及び同一世帯内の被保険者全員の所得の合計
9割軽減	4,700円	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下
8.5割軽減	7,000円	33万円を超えない世帯
5割軽減	23,500円	33万円+「被保険者数(被保険者である世帯主を除く)×24万5千円」を超えない世帯
2割軽減	37,600円	33万円+「被保険者数×35万円」を超えない世帯

○所得割額の軽減

5割軽減	被保険者本人の所得額から33万円（基礎控除額）を差し引いた額が58万円以下の方
------	---

○後期高齢者医療へ加入される前日までに被用者保険（社会保険等）の被扶養者となっていた方への特例

均等割額が9割軽減され、4,700円となります。（所得割額はかかりません）

後期高齢者医療制度限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の更新

減額認定証は、毎年8月に切り替えとなり更新が必要となります。既に黄色の減額認定証をお持ちの方で、平成22年8月以降も引き続き該当される方につきましては、新しい減額認定証（オレンジ色）を保険証に同封して郵送を行っています。また、入院中若しくは入院予定の方で、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、山都町役場 健康福祉課までご相談ください。

※減額認定証については、世帯の全員が市町村民税非課税の方が対象となります。入院される際の医療費及び食事代の自己負担金が減額されます。
※黄色の減額認定証をお持ちの方で、オレンジ色の減額認定証が届かなかった方は、平成22年8月以降は非該当となつた方です。

保険料率の改正

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改正されます。

	平成22・23年度	平成20・21年度
均等割額	47,000円	46,700円
所得割率	9.03%	8.62%
賦課限度額	50万円	50万円

保険料の算出方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者ごとに計算されます。

算出方法は、「所得割額」+「均等割額」の合計額となります。詳細は7月中旬送付の「平成22年度後期高齢者医療制度保険料額決定通知書」をご確認ください。

$$\text{保険料 一人あたりの年間保険料} = \text{均等割額 47,000円} + \text{所得割額 総所得金額 - 33万円} \times 9.03\% \text{ (所得割率)}$$

保険料の納付方法

◆特別徴収（年金からの天引き）

年金が月額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金の半額以下の方が対象となります。

特別徴収該当の方で、お支払い方法を年金天引きではなく、口座振替によるお支払いを希望される場合は、役場まで申出ください。

◆普通徴収（納付書によるお支払い・口座振替）

特別徴収に該当しない方が対象となります。
※口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書による申出が必要となります。

後期高齢者医療の保険証が更新されます

現在お持ちの保険証（黄色）の有効期限は7月31日までです。
8月1日から使える新しい保険証（オレンジ色）は、7月中旬に簡易書留にて郵送しています。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成23年7月31日
被保険者番号	12345678
住所	熊本県熊本市東区2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階 後期高齢者医療広域連合事務局
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	大正9年9月9日
発行期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成22年8月1日
一部負担金	1割
の 割 合	
保険者番号	12345678
保険者名	熊本県後期高齢者医療広域連合

保険証の見本

平成21年中の所得に基づき、平成22年度の年間保険料が決定されました。7月中旬に保険料決定通知書、納付書の郵送を行っています。
保険料のお支払いについては、前年のお支払い方法、加入時期などにより異なります。

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ
後期高齢者医療制度の保険料の改正についてお知らせします。